

第3研究委員会 2020年質問票

コスタリカ

刑法を取り上げる第3研究委員会は、2020年は「刑事法廷におけるコミュニケーション」を研究することに決定しました。このテーマでは、通訳人に関する質問や、裁判官と法律以外を学んだ訴訟関係者とのコミュニケーションに関する質問など、コミュニケーションの様々な側面を取り上げることになります。

議論を促し、同僚から私たちが学ぶことができるようするためには、各國は次の質問にご回答いただくようお願いします。

A. 刑事裁判所における通訳

1. 通訳が選任されるためにはどのような基準を満たさなければなりませんか。訴訟当事者の通訳か証人の通訳かによってこの基準は異なりますか。
2. 通訳は特定の言語に限定されますか。
3. 通訳人を選任するのは誰ですか。
4. 通訳の質又は通訳人の資格について標準的な要件はありますか。

ある場合、裁判官はどのようにして要件遵守を確保するのですか。

いずれの場合においても、裁判官はどのようにして正確で、かつ適正な基準を満たす通訳内容を確保しますか。

5. 法廷通訳人には法的義務はありますか。
6. 訴訟の本案審理では、翻訳は審理全体について行われますか。または審理の一部についてのみ行われますか。一部のみの場合、どの部分について行われ、また審理全体が翻訳されない理由は何ですか。

B. 評決にとっての優れた通訳と十分なコミュニケーションの重要性とは

7. 通訳の質が訴訟の結果に影響を及ぼしかねないと仮定して、
 - 7.1 このことは、一定の種類の訴訟の場合により当てはまると考えますか。そう考える場合、それはどのような種類の訴訟ですか。
 - 7.2 これは改善できる問題ですか。それとも、司法が甘受しなければならない問題ですか。はいと答えた場合、どのようにして誤審により有罪を言い渡される者がないように確保しますか。
8. おそらくは知的障害があつたり教育を十分に受けていないために自分の立場をうまく弁明することができない人々が法廷で不利益を被るリスクはありますか。ある場合、どのような救済手段がありますか。
9. 異文化間コミュニケーションは、裁判官が訓練すべき対象ですか又は陪審説示の一部ですか。

c. 法廷での言葉によらないコミュニケーション

10. 被告人、被害者又は証人のボディーランゲージが訴訟の結果に影響を及ぼす可能性はありますか。
11. 言葉によらないコミュニケーションは、裁判官が訓練すべき対象ですか又は陪審説示の一部ですか。

1

刑事訴訟法 175条は、「国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。」と定めており、日本語に通じない外国人被告人の公判において日本語でなされる手続も、原則として通訳しなければならないと解されています。そして、同条にいう「国語に通じない者」とは、一般に、広くわが国において一般的に用いられている日本語について標準的な読解力及び表現力を欠いている者をいうと解されています。なお、この点について、法律上、訴訟当事者の通訳か証人の通訳かによる違いは設けられていません。

2

刑事裁判手続において通訳される外国語は特定の言語には限定されておらず、各裁判体において、通訳を要する者の希望も踏まえて、その者が理解することができる言語の通訳人を選任しています。

3

個々の裁判体が選任します。

4

通訳の質及び通訳人の資格について法令上要件が定められているわけではありませんが、正確な通訳が実施されることは適正な審理のために必要不可欠であると一般に理解されています。

裁判所では、具体的な事件において裁判体が速やかに適切な通訳人を選任できるよう、通訳人候補者名簿を作成しており、同名簿に登録するに当たっては、登録を希望する者に対し、通訳能力、誠実性、意欲、公平・中立性など通訳人としての適性を審査しています。また、毎年、通訳人候補者を対象として、通訳言語や法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を全国の高裁、地裁で実施しています。

通訳人候補者名簿は、通訳人候補者の通訳可能言語のほか、通訳人候補者の裁判所における研修の受講歴等、選任の参考となる情報も記載されており、各裁判体は、このような情報も踏まえて、事件に応じた適切な通訳人を選任しています。

さらに、個々の事件で、担当する裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮により、通訳しやすい審理を実現するため、日程等の面で通訳人の負担に配慮したり、尋問方法等を工夫し、通訳人にとって通訳しやすい尋問等を行うなどの配慮が行われています。

5

通訳人は、通訳を実施するに当たり、良心に従って誠実に通訳することを誓う旨記載した宣誓書による宣誓の手続を行わなければなりません（刑事訴訟法 178条、166

条、刑訴規則136条、128条)。また、宣誓した通訳人が故意に虚偽の通訳をしたときは、虚偽通訳罪(刑法171条)として処罰されることがあります。

6

我が国の刑事裁判手続では、一般に、日本語による訴訟資料や証拠資料は口頭で読み上げられるため、通訳人が審理の全般にわたって通訳を行っています。

7. 1及びB 7. 2 (一括回答)

仮定の御質問についてお答えすることは難しいですが、被告人の権利を保障し、適正な裁判を実現するためには、通訳の質を確保することが非常に重要であり、これはいかなる種類の訴訟にも共通する要請であると認識しています。そして、適正な通訳を担保するために、A 4でお答えしたように、通訳人の質を確保すること、事案ごとに適切な通訳人を選任できる環境を整備すること、裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理を実現することなどに取り組み続ける必要があると考えています。

8

被告人質問等において被告人が知的障害などのために自らの立場をうまく弁明することができない場合には、弁護人が被告人の言い分を最も理解している立場にあることから、まずは弁護人において質問を分かりやすく工夫するなどして被告人が本来述べたいことを引き出すよう努めているものと思われます。また、裁判所も、被告人が自らの言い分を十分に述べることができるよう、平易な言葉で質問したり手続を説明したりするなど、種々の配慮を行っています。そのような裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮によって、被告人が知的障害などのために法廷で不利益を被ることのない、適正な審理を実現しているものと承知しています。

9

日本は陪審制を採用していないため、異文化間コミュニケーションは陪審説示の一部ではありません。

10

一般に、被告人や証人の供述の信用性の判断に当たっては、他の証拠との整合性、供述内容の合理性等のほか、被告人や証人の供述態度も補充的な要素として考慮し得ると

考えられています。

11

日本は陪審制を採用していないため、言葉によらないコミュニケーションは陪審説示の一部ではありません。